

地方独立行政法人神奈川県立病院機構契約職員及び非常勤職員等
に関する就業規則の一部改正について

1 改正の趣旨

契約職員の退職手当の支給率について、長期で勤務している職員が不利にならないよう地方独立行政法人神奈川県立病院機構契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則（以下「規程」という。）について所要の改正を行う。

2 改正の内容

規程第10条に第3項を追加する。

「3 契約職員の地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程における退職手当の基本額は、同規程第8条及び第9条にかかわらず、同規程第7条第1項第1号及び同条第2項第1号の割合を適用する。」

3 改正する規則

地方独立行政法人神奈川県立病院機構契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則（第10条）

4 施行期日

平成31年3月26日

地方独立行政法人神奈川県立病院機構契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第9条 (略)</p> <p>(給与等)</p> <p>第10条 契約職員の給与の種類、額、支給方法等は、期間の定めのない職員の給与の取扱いに準ずるものとし、初任給の決定にあたっては、初任給基準表のその他欄を適用する。</p> <p>2 契約職員のうち、雇用が開始する日の属する月から雇用期間が終了する日の属する月までの月数が通算して6箇月以上となる者については、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程に規定する退職手当が支給される。</p> <p>3 <u>契約職員の地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程における退職手当の基本額は、同規程第8条及び第9条にかかわらず、同規程第7条第1項第1号及び同条第2項第1号の割合を適用する。</u></p> <p>第11条～第40条 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この規則は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第9条 (略)</p> <p>(給与等)</p> <p>第10条 契約職員の給与の種類、額、支給方法等は、期間の定めのない職員の給与の取扱いに準ずるものとし、初任給の決定にあたっては、初任給基準表のその他欄を適用する。</p> <p>2 契約職員のうち、雇用が開始する日の属する月から雇用期間が終了する日の属する月までの月数が通算して6箇月以上となる者については、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程に規定する退職手当が支給される。</p> <p>(新規)</p> <p>第11条～第40条 (略)</p>

契約職員の退職手当の支給見直しについて

1 経緯

平成 30 年 8 月 6 日から 9 日に税務調査が実施され、12 月の最終報告において、「契約職員の雇用契約が切れた段階で退職手当を支給しているが、退職の翌日から引き続き契約職員として雇用している者がいる。退職手当は雇用契約が完全に終了した段階で支払うものであり、雇用が継続している状況で支払う額は一時金として課税しなければならない」と指摘があった。平成 27 年から平成 30 年に支出した退職手当の源泉所得税が追加徴収された。

その後、引き続き税務署と調整を進め 2 月に終了した。その結果、次のとおり対応を見直すこととした。

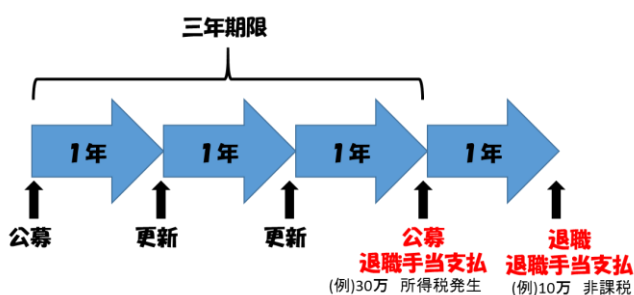
2 対応

今後もこの運用を維持すると契約職員へ退職手当を支給する際には課税する必要があり、本人に不利益が生じることとなる。また、更に雇用が継続した際には税法上では退職の扱いとならないことから、退職手当を支給する要件が生じないこととなる。そのため、今後は契約職員への退職手当の支払いについて下記のとおり取り扱うこととしたい。

この見直しにより、無期雇用契約に転換した契約職員の退職手当の算定と齟齬をきたさないよう、契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則の一部改正も行うこととしたい。

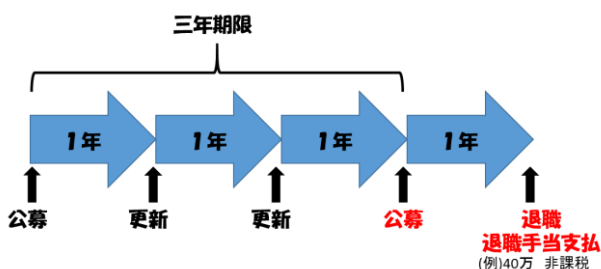
3 今後の契約職員退職手当の扱い

【従来】（1 年で 10 万円の退職手当とした場合）



○ 3 年の期間満了時に支払われる退職手当 30 万円が課税対象となる。

【今後】（1 年で 10 万円の退職手当とした場合）



○ 無期化契約職員と同様の扱いとし、機構との雇用契約が完全に終了した時点で支払うこととなる。

○ 事実上の退職時の基本給で計算するため、基本給の上昇に伴って総額が増加する場合があります。

4 該当職員への周知依頼

今年度末に今回の見直しにより対象となる契約職員について、各所属別に一覧表を作成したので、別紙職員周知用資料を活用のうえ、ご説明いただくようお願いしたい。

5 契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則の改正内容

次のとおり第10条に第3項を追加する。

- 3 契約職員の地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程における退職手当の基本額は、同規程第8条及び第9条にかかわらず、同規程第7条第1項第1号及び同条第2項第1号の割合を適用する。

参考 職員退職手当支給規程

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第7条 退職した者に対する退職手当の基本額は、次条又は第9条の規定により退職した場合を除くほか、退職の日におけるその者の給料の月額（これに相当する給与を含み、給料が月額に定められている者については、給料の日額の21日分に相当する額とし、退職の日における職員が休職、停職、減給その他の事由により、この給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。）にその者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき 100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき 100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき 100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき 100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき 100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき 100分の120

2 前項に規定する者のうち、傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第27条第1項各号に掲げる者を含む。）に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

6 今後のスケジュール

- (1) 事務局長会議への報告 平成31年3月20日
- (2) 理事会への議案提出 平成31年3月26日の理事会
- (3) 理事会承認後施行